

甲府市公営企業会計システム提供及び運営業務
提案審査評価基準及び優先交渉権者等選定要領

令和6年10月
甲府市上下水道局

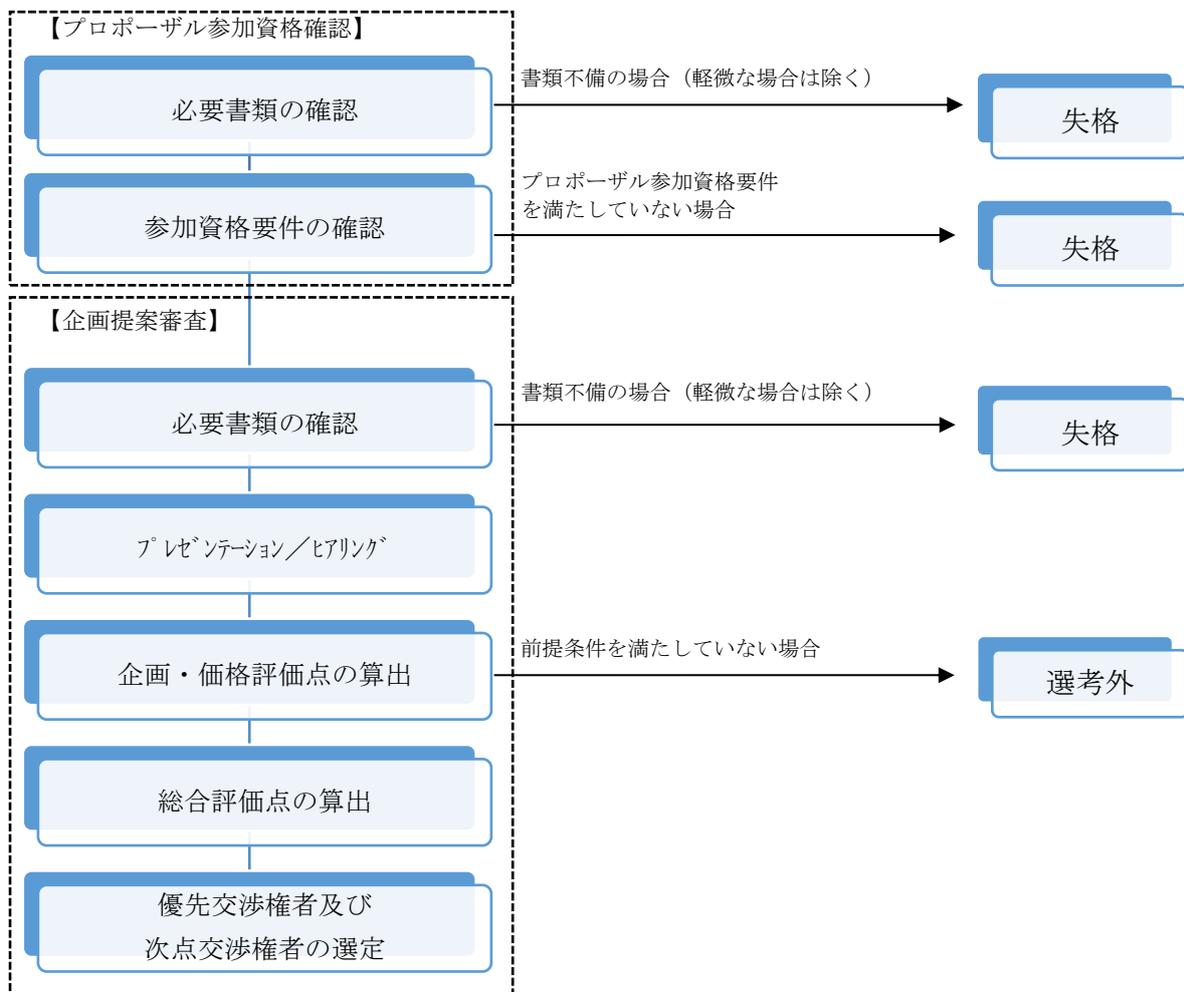
甲府市公営企業会計システム提供及び運營業務 提案審査評価基準及び優先交渉権者等選定要領

1 趣旨

この要領は、甲府市公営企業会計システム提供及び運營業務に係る公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）における参加事業者から、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定するため、提案に対する評価及び選考に必要な事項を定めるものである。

2 選定手順

優先交渉権者及び次点交渉権者選定までの手順は、【図1】のとおりとする。



【図1】

3 審査評価機関

参加事業者が提出した企画提案書及びプレゼンテーション等に係る評価は、甲府市公営企業会計システム提供及び運營業務受託者選考審査委員会（以下「委員会」という。）が、別表「甲府市公営企業会計システム提供及び運營業務提案評価基準表」（以下「評価基準表」という。）に基づき行う。

4 審査評価方法

(1) プロポーザル参加資格の確認

ア 必要書類の確認

参加申請者から提出された書類について、実施要領で求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。

書類不備があった場合は失格とする。ただし、軽微な不備と認められ、速やかに提出または補完された場合はこの限りではない。

イ 参加資格要件の確認

参加申請者から提出された書類について、実施要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 企画提案の審査

ア 必要書類の確認

参加事業者から提出された企画提案書及び関連書類について、実施要領で求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。

書類不備があった場合は失格とする。ただし、軽微な不備と認められ、速やかに提出または補完された場合はこの限りではない。

イ プレゼンテーション及びヒアリング

必要書類の確認ができた参加事業者を対象として、提案内容の確認等のため参加事業者にプレゼンテーションを要請し、ヒアリングを行う。

ウ 提案内容審査

企画提案書及び機能要件回答書、提案価格書を基にそれぞれ評価基準表により評価し、「基本評価点」、「機能評価点」、「価格評価点」を算出する。

エ 総合評価点

基本評価点と機能評価点を合算し、「企画評価点」を算出し、企画評価点と価格評価点を合算し、「総合評価点」を算出する。

5 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

総合評価点により参加事業者の評価順位を決定し、総合評価点が最も高い提案を行ったものを優先交渉権者として選定する。また、次に総合評価点の高い提案

を行ったものを次点交渉者として選定する。

ただし、次の前提条件を満たしているものとする。

【前提条件】

- ・企画評価点が375点以上であること。
- ・提案価格が「提案価格上限額」を超えていないこと。

総合評価点が最も高い提案を行った者が2者以上あったときは、企画評価点が高い提案を行った者を優先交渉権者とする。

企画評価点と同点であった場合は、くじ引きにより優先交渉権者を選定する。

参加事業者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が前提条件を満たすと認められる場合は、その事業者を優先交渉権者として選定する。

6 評価点の配分

評価の得点は合計1000点満点とし、提案分類の配点については【表1】のとおりとする。

【表1】

総合評価点	1000点	企画評価点	750点	基本評価点	450点
				機能評価点	300点
		価格評価点		250点	

7 評価及び採点方法について

(1) 基本評価点の算出

企画提案書及びプレゼンテーションの評価は、評価基準表に記載された、評価項目・配点により評価を行う。評価は審査委員ごとに行い、合計点数から平均点を算出し、当該項目の得点とする。(小数点以下の端数は、小数点第2位を四捨五入する。)

評価は、AからFまでの6段階評価とし、【表2】のとおり段階別に設定した係数を該当する項目の配点に乗じて得点を算出する。

【表2】

評価	評価内容	得点化方法
A	優秀である・高度な水準を満たしている	配点×1.0
B	満足できる・一定の水準に達している	配点×0.8
C	平均的な内容である。	配点×0.6
D	物足りない・内容が乏しい。	配点×0.4
E	満足できない・内容が著しく乏しい。	配点×0.2
F	要求に答えていない・評価に値しない	配点×0.0

(2) 機能評価点の算出

機能要件回答書の記載内容を基に、300点満点から【表3】のとおり減点法で採点する。

【表3】

対応可否	評価点
標準機能で対応可	0点
オプションやカスタマイズにより対応可（提案価格内）	-1点
提案価格外（代替案）	-2点
対応不可	-3点

- ・システム導入までに標準機能として組み込まれるものは「標準機能で対応可」としてもよいものとする。なお、この場合は備考欄に明記すること。
- ・代替案、運用で対応可能なものは備考欄に実現する手法と、かかる費用について合わせて記載すること。
- ・提案価格外（代替案）と回答した内容について、代替案になっていないと委員会が判断した内容については、対応不可として評価する場合がある。

(3) 価格評価点の算出

価格評価点は、次の算式により採点する。

$$\text{価格評価点} = \left[\frac{\text{(評価基準額)}}{\text{(当該事業者提案価格)}} \right] \times 250 \text{点}$$

(小数点以下第2位を四捨五入)

評価基準額は提案価格上限額の8割とし、提案価格が評価基準額を下回った場合は当該事業者の価格評価点は満点とする。

なお、提案価格の積算根拠及び内訳について調査を行うことがある。